

CIO シェアリング協議会 会員規約

第一条（総則）

CIO シェアリング協議会（以下、本会）の会員は、設立趣旨に賛同する法人、団体、及び個人とし、設立の目的達成に向けて、相互に協調、協力するものとする。

第二条（会員規約の適用）

この会員規約（以下「本規約」という）は、本会及び会員との関係に適用する。本会では、入会申請書をお預かりした時点で、本規約を承認したものとみなす。

第三条（会員の種類）

本会の会員の種類を以下のとおりとする。

(1) 幹事会員

本会の趣旨に賛同して入会の申し込みをし、理事会の承認を得た個人、団体及び企業。一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」）上の社員となる。

(2) 法人会員

本会の趣旨に賛同して入会の申し込みをし、副代表理事の承認を得た団体及び企業。

(3) 個人会員

本会の趣旨に賛同して入会の申し込みをし、副代表理事の承認を得た個人。

第四条（会員の特典）

本会の会員の特典を以下のとおりとする。

(1) 本会が主催する勉強会やセミナー（有料を含む）への無料の参加

(2) 自社サービス紹介も交えた勉強会・セミナー講演の実施機会

(3) ユーザ企業向け相談対応サービスへの参画機会

※ ユーザ企業向け相談対応サービスは、本会の会員かどうかを問わず利用可能である。（別途契約が必要となる。）

(4) ワーキンググループ活動への参画機会

(5) 本会が配信するメールマガジンの購読

(6) その他本会が提供するサービスの利用

第五条（入会手続き）

本会の会員になろうとする者は、入会申請書を本会事務局に提出し、本会の副代表理事の承認を得なければならない。ただし、幹事会員においては理事会の承認を要する。

第六条（入会の承認）

会員の入会については副代表理事がこれを審査し、承認する。本会事務局は承認後速やかに会員登録を行い、当該会員に手続きの完了を通知する。

なお、本会の会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、副代表理事は入会を拒否することができる。

- (1) 本会の活動趣旨を正しく理解していない場合
- (2) 入会申請をした法人、団体が、法令もしくは公序良俗に反する事業を行いまたはこれを行おうとしている場合
- (3) 入会申請手続きに不備のある場合
- (4) 本会より除名処分を受けたことがある場合

第七条（入会日）

入会を認められた者は、入会承認の日をもって本会の会員となる。

第八条（会費等）

本会においては、入会にあたっての入会費は徴収しない。年会費については、理事会が定めた時期より、以下のように徴収する。

- (1) 幹事会員（法人）：200,000円
 - (2) 幹事会員（個人）：0円
 - (3) 法人会員：50,000円
 - (4) 個人会員：0円
- 2 分科会参加費ないしは年会費についての細則は、分科会開始前に別途定める。

第九条（届出事項の変更）

会員は入会時に届出た事項に変更があったときは、変更内容を証する書面を添付の上、本会に対し、これを届出なければならない。

第十条（会員資格の喪失） 本会の会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名処分を受けたとき
- (3) 会員が解散もしくは破産したとき

(4) 本会が解散したとき

第十一条（退会）

本会を退会しようとする会員は、退会届に必要事項を記入のうえ提出することで本会を退会できるものとする。

第十二条（除名）

副代表理事は会員が次のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損する行為またはこれに類似する行為があったとき
- (2) 本会の規約等に違反する行為があったとき
- (3) 会費を6ヶ月以上滞納したとき

第十三条（秘密保持義務）

「秘密情報」とは、本会または会員（以下「開示者」という）から他の当事者（以下「被開示者」という）に対して、秘密と指定の上開示される一切の情報をいう。

2 前項の秘密情報には以下の各号の一に該当するものを含まないものとする。

- (1) 開示されたとき既に公知であったもの。
- (2) 開示後被開示者の責に帰さない事由により公知になったことを証明したもの。
- (3) 開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの（被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの等）。
- (4) 開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの。

3 被開示者は、開示者から被開示者に対して、秘密と指定の上開示される一切の情報を、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏えいしないものとする。

第十四条（損害賠償）

本会の運営に関し、会員の責に帰すべき事由により相手方が損害を受けた場合、当該会員は、相手方に対しその損害を賠償するものとする。

第十五条（規約の改定）

本規約の改定は社員総会の決議による。

第十六条（その他）

本規約に定めのない事項については社員総会において別途定める。

附則

1. 本規約は令和3年2月1日より施行する。